

市民情報提供資料
企画財政部秘書広報課

広聴のまとめ

(令和2年度)

武蔵村山市企画財政部秘書広報課

目 次

I 武蔵村山市の広聴活動

| | |
|-----------------------|---|
| 1 所管部署 | 1 |
| 2 広聴活動の内容 | 1 |
| 3 市長への手紙等の処理の流れ | 3 |

II 市長への手紙・Eメール

| | |
|------------------------------|---|
| 1 月別受付件数 | 4 |
| 2 内容別内訳 | 4 |
| 3 市長への手紙・Eメールで寄せられた意見等 | 5 |
| 4 回答・処理状況 | 6 |

III 要望書

| | |
|----------------------|---|
| 1 月別受付件数 | 7 |
| 2 内容別内訳 | 7 |
| 3 要望書で寄せられた意見等 | 7 |
| 4 回答・処理状況 | 8 |

IV 電話・窓口等による意見等

| | |
|----------------------------|----|
| 1 月別受付件数 | 9 |
| 2 内容別内訳 | 9 |
| 3 電話・窓口等で寄せられた意見・苦情等 | 9 |
| 4 回答・処理状況 | 10 |

V ホームページから各課への問合せ

| | |
|----------|----|
| 1 月別受付件数 | 11 |
|----------|----|

VI 市民と市長のタウンミーティング

VII 専門相談

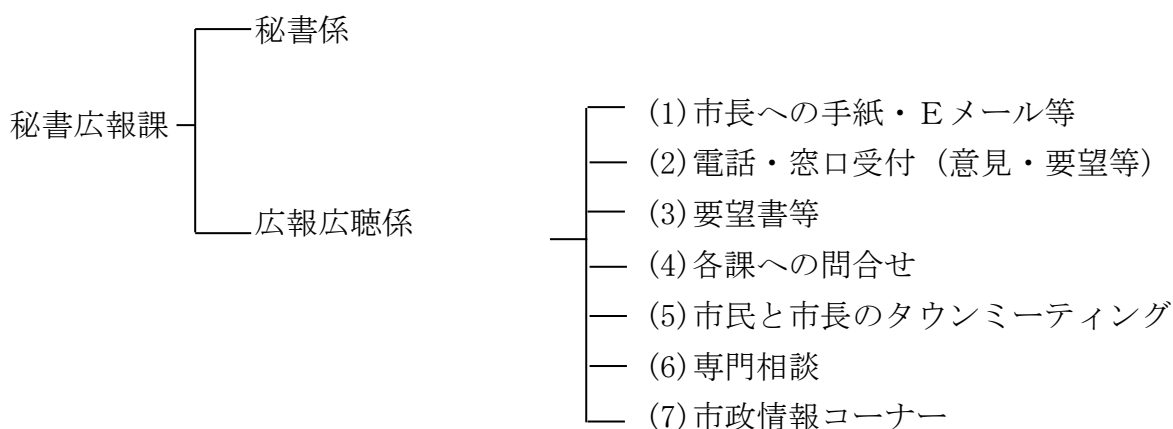
| | |
|----------------------|----|
| 1 専門相談 | 11 |
| (1) 法律相談 | 11 |
| (2) 行政相談 | 12 |
| 特設行政相談 | 12 |
| (3) 人権相談 | 12 |
| (4) 税務相談 | 12 |
| (5) 登記・相続・成年後見相談 | 12 |
| (6) 表示登記相談 | 13 |
| (7) 建築相談 | 13 |
| (8) 相続遺言・成年後見・許認可等相談 | 13 |
| (9) 不動産取引相談 | 13 |
| (10) 交通事故相談 | 13 |
| 2 各種専門相談内容一覧 | 13 |
| 3 各種専門相談業務実績 | |
| (1) 過去5年間の相談種類別件数の推移 | 15 |
| (2) 過去5年間の法律相談内容別件数 | 15 |

I 武蔵村山市の広聴活動

秘書広報課では、「市長への手紙」「Eメール」「電話」等を通じて、市政に対する様々な意見・要望等をお聴きする広聴活動を行い、市政に反映するよう努めています。

また、市民の皆さんの心配ごとや悩みごとの解消を図るため、専門の相談員を置き、毎月定期的に無料相談を実施しています。

1 所管部署



2 広聴活動の内容

(1) 市長への手紙・Eメール

市長への手紙は、料金受取人払の専用はがきを市役所一階の市政情報コーナーをはじめ、各公共施設に設置しています。

Eメールは、市ホームページの専用フォーム「市長への手紙」により意見・要望等を受け付けています。

市長への手紙・Eメールとも、必要に応じ文書等で回答しています。また、いただいた意見・要望等のうち、市民全体に関係する回答の要旨は、市ホームページの「市民の声」で公開しています。

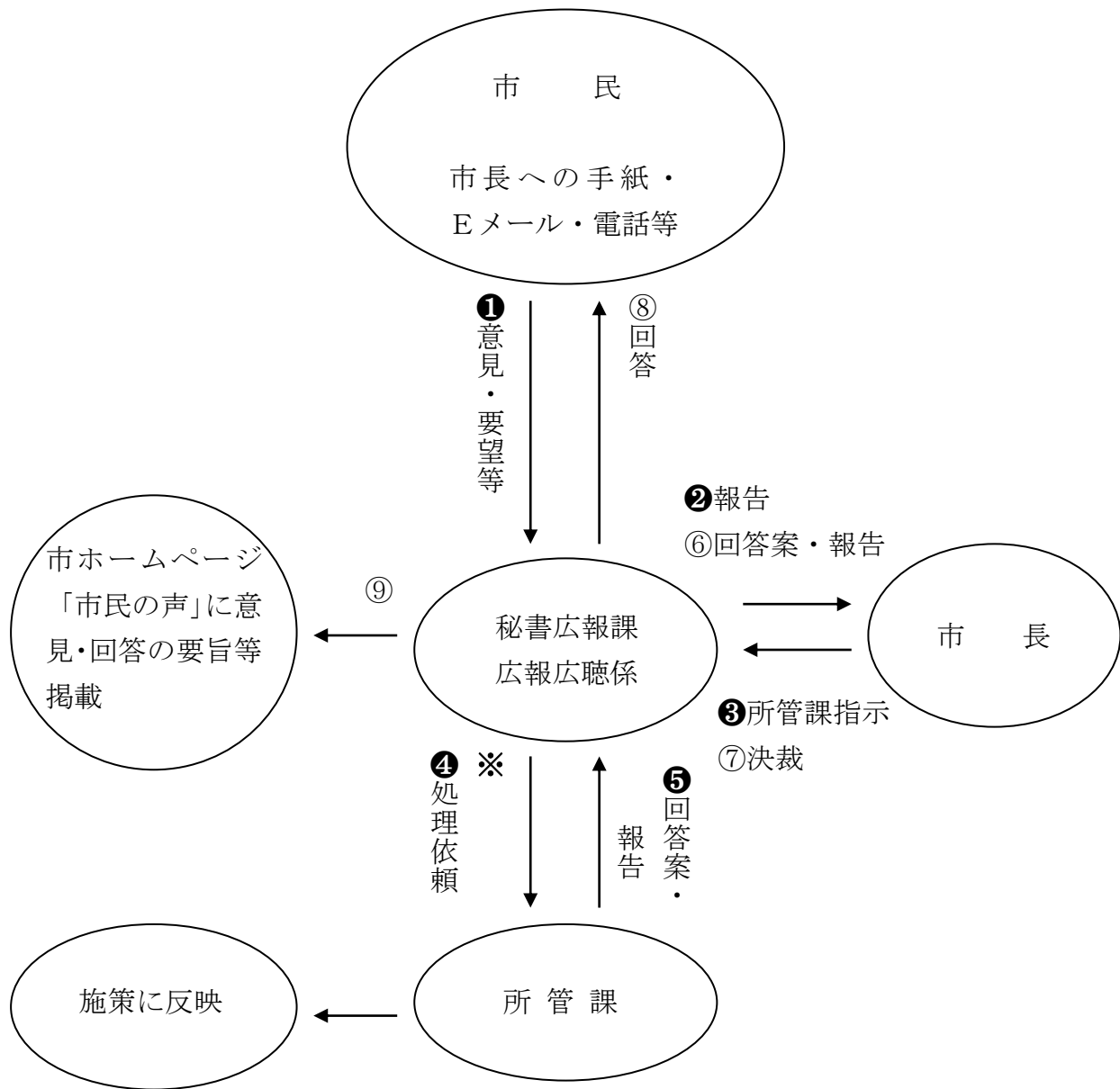
ホームページ <https://www.city.musashimurayama.lg.jp/>

(2) 電話・窓口受付（意見・要望等）

電話や窓口で、市に対する意見・要望・苦情等を受け付けています。必要に応じ文書等で回答しています。

- (3) 要望書等
要望書等により市に対しての要望を受け付けています。必要に応じ文書等で回答しています。
- (4) 各課への問合せ
市ホームページの「このページに関するお問合せ」から、意見・要望・問合せ等を受け付けています。必要に応じ各課から直接Eメール等で回答しています。
- (5) 市民と市長のタウンミーティング
市民と市の絆を深めるため、市長が市民に直接市政について話すとともに、市民の声を直接聴く機会を設け、市民の声を市政に反映させ、市民に身近な市政運営を推進しています。
- (6) 専門相談
弁護士が相談に当たる法律相談のほか、9つの専門相談を実施しています。
- (7) 市政情報コーナー
市政に関する情報ニーズに総合的かつ効率的に対応し、市民の市政への参加を推進するとともに、市民サービスの向上を図るため、市政情報コーナーを設置しています。

3 市長への手紙等の処理の流れ



※必要に応じ②と同時に所管課に依頼することもあり、内容によっては、所管課から市民等へ直接回答する場合があります。

Ⅱ 市長への手紙・Eメール

「市長への手紙」の専用はがきは、市内の各公共施設に設置しています。また、「Eメール」については平成12年度から開設しています。

これらの令和2年度の受付件数は、364通543件でした。内訳は市長への手紙が51通77件（専用はがき以外で寄せられた、はがき・封書も含まれます）、Eメールが313通466件となっています。

なお、1通の手紙等で複数にまたがる内容が記載されているものもあるので、通数と件数は一致しません。以下も同様です。

1 月別受付件数 ()内は通数 (単位:件)

| 月 種別 | R2 | | | | | | | | | | R3 | | | 合計 |
|---------|-------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|------------|--------------|----|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | | |
| 市長への手紙 | 6 (4) | 10 (3) | 5 (5) | 12 (7) | 10 (7) | 2 (1) | 5 (3) | 7 (6) | 5 (4) | 10 (7) | 1 (1) | 4 (3) | 77 (51) | |
| Eメール | 103 (60) | 66 (42) | 35 (27) | 25 (17) | 27 (18) | 23 (20) | 29 (16) | 23 (12) | 17 (12) | 53 (36) | 22 (17) | 43 (36) | 466 (313) | |
| 合計 | 109 (64) | 76 (45) | 40 (32) | 37 (24) | 37 (25) | 25 (21) | 34 (19) | 30 (18) | 22 (16) | 63 (43) | 23 (18) | 47 (39) | 543 (364) | |

2 内容別内訳 (単位:件)

| 内訳 区分 | 内訳 | | | | | 合計 |
|----------|----|-----|-----|-----|-----|-----|
| | 苦情 | 要望 | 意見 | 問合せ | その他 | |
| 企画財政部 | 2 | 15 | 6 | 11 | 2 | 36 |
| 総務部 | 23 | 14 | 13 | 5 | 0 | 55 |
| 市民部 | 12 | 6 | 6 | 3 | 0 | 27 |
| 協働推進部 | 9 | 45 | 13 | 5 | 1 | 73 |
| 健康福祉部 | 18 | 89 | 50 | 22 | 3 | 182 |
| 子ども家庭部 | 1 | 17 | 2 | 0 | 0 | 20 |
| 都市整備部 | 2 | 27 | 3 | 1 | 5 | 38 |
| 教育部 | 10 | 58 | 22 | 9 | 1 | 100 |
| その他 | 1 | 5 | 5 | 1 | 0 | 12 |
| 合計 | 78 | 276 | 120 | 57 | 12 | 543 |

3 市長への手紙・Eメールで寄せられた意見等

令和2年度に市長への手紙・Eメールで寄せられた主な意見等は、次のとおりです。

<企画財政部>

- ・市民と市長のタウンミーティングの予定について
- ・オリンピックについて
- ・市政クイズについて
- ・市長の任期及び市庁舎について

<総務部>

- ・職員の態度について
- ・一方通行の要望について
- ・防災行政無線の放送について
- ・1階の男子トイレについて

<市民部>

- ・職員の対応について
- ・住所表記について
- ・市民税差押えについて

<協働推進部>

- ・武蔵村山市のゆるキャラについて
- ・武蔵村山市内小規模飲食店のテイクアウトにつきまして
- ・粗大ゴミの不法投棄について
- ・近所の騒音について
- ・市内の野良猫問題について
- ・スケートパークの建設について
- ・ゴミの個別回収及びゴミ袋有料化について
- ・プレミアム付商品券について
- ・かたくりの湯について

<健康福祉部>

- ・新型コロナワクチン接種について
- ・特別定額給付金について
- ・市内の新型コロナウイルス発生状況について
- ・新型コロナウイルス感染防止対策について

<子ども家庭部>

- ・新型コロナウイルス感染予防に伴う保育料について
- ・妊婦への配布物について
- ・一人親に対する市からの援助について
- ・保育士への新型コロナウイルス感染症による補償について
- ・子育て世帯臨時支援給付金について

<都市整備部>

- ・汚水排出者への改善指導について
- ・道路、水路の補修について
- ・個人所有の樹木等の管理について

<教育部>

- ・学校休校について
- ・地区会館でのサークル活動について
- ・スケートパークの建設について
- ・中学生の修学旅行について
- ・野山北公園プールについて
- ・総合体育館トレーニング室について
- ・成人式について

4 回答・処理状況

(単位：件)

| 内訳 区分 | 文書回答 | 口頭回答 | 直接指導 他へ依頼 | 参考 | その他 | 合計 |
|----------|------|------|--------------|-----|-----|-----|
| 都市基盤 | 10 | 1 | 0 | 27 | 0 | 38 |
| 生活環境 | 29 | 1 | 0 | 19 | 0 | 49 |
| 健康福祉 | 72 | 6 | 0 | 127 | 0 | 205 |
| 産業経済 | 8 | 0 | 0 | 16 | 0 | 24 |
| 学校教育 | 12 | 0 | 0 | 34 | 0 | 46 |
| 生涯学習 | 26 | 1 | 0 | 27 | 0 | 54 |
| その他 | 65 | 5 | 0 | 57 | 0 | 127 |
| 合計 | 222 | 14 | 0 | 307 | 0 | 543 |

Ⅲ 要 望 書

令和2年度に受け付けた要望書は47通94件でした。

1 月別受付件数

(単位:件)

| 月 | R2 | | | | | | R3 | | | | | | 合計 |
|----|----|----|---|----|----|---|----|----|----|---|---|----|----|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 通数 | 3 | 5 | 0 | 8 | 3 | 6 | 5 | 3 | 4 | 1 | 0 | 9 | 47 |
| 件数 | 4 | 13 | 0 | 12 | 12 | 9 | 11 | 4 | 6 | 2 | 0 | 21 | 94 |

2 内容別内訳

(単位:件)

| 関係部署 | 件数 | 関係部署 | 件数 | 関係部署 | 件数 |
|-------|----|--------|----|------|----|
| 企画財政部 | 17 | 健康福祉部 | 35 | その他 | 0 |
| 総務部 | 7 | 子ども家庭部 | 3 | 合計 | 94 |
| 市民部 | 3 | 都市整備部 | 7 | | |
| 協働推進部 | 9 | 教育部 | 13 | | |

3 要望書で寄せられた意見等

<各部>

- ・2021年度政策・制度充実に向けた要請書
- ・令和3年度予算編成に対する重点要望
- ・令和3年度武蔵村山市予算編成に関する要望書

<企画財政部>

- ・横田基地での人員降下訓練の中止及び新型コロナに関する緊急申し入れ

<総務部>

- ・第九小学校東門側狭隘市道の拡幅要望書
- ・青梅街道と主要市道第83号線との交差点(三ツ木一丁目1番地付近)への信号機及び横断歩道設置に関する要望書

<市民部>

- ・PCR検査の体制強化など医療・介護対策に関する緊急要望

<協働推進部>

- ・協力金対象事業者指定に関する要望書

<健康福祉部>

- ・「緊急事態宣言」に関する声明文について
- ・新型コロナウイルス感染症に関わる緊急要望書
- ・新型コロナウイルスの感染リスクを抑え、日常生活を取り戻すための対策を求める要望書
- ・新型コロナウイルス感染症に不安をかかえる妊婦を応援するためお腹の赤ちゃんに特別定額給付金の支給を要望します。
- ・新型コロナウイルス感染拡大に備えPCR検査の拡充等を求める緊急要望書
- ・今秋以降の新型コロナとインフルエンザの同時流行期に備えた医療・検査体制の確保・拡充に関する要望書
- ・年末年始における生活困窮者への対応について要望

<子ども家庭部>

- ・新型コロナウイルス感染症に不安をかかえる妊婦を応援するためお腹の赤ちゃんへの特別定額給付金の支給要望

<都市整備部>

- ・公共事業費の確保及び地元中小建設業者の受注機会の確保に関する要望について
- ・道路危険箇所修繕のお願い

<教育部>

- ・図書館休館に伴う代替サービスの実施の要請
- ・コロナ感染予防対策休校後の学校再開にあたっての要望書
- ・オンライン授業の早期実施を含めた登校選択制の導入を求める要望

4 回答・処理状況

寄せられた内容は、都市基盤7件、生活環境3件、健康福祉40件、産業経済6件、学校教育10件、生涯学習3件、その他25件となっていますが、文書や口頭での回答は57通、参考にした等が37通となっています。1通の要望書で複数にまたがる内容が記載されているものもあるので、通数と件数は一致しません。

IV 電話・窓口等による意見等

令和2年度に、電話、窓口等で受け付けた市政に関する意見・苦情等は、9通39件でした。

1 月別受付件数

(単位：件)

| 月 種別 | R2 | | | | | | | | | R3 | | | 合計 |
|---------|----|---|---|---|---|---|----|----|----|----|---|---|----|
| | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | 1 | 2 | 3 | |
| 通数 | 2 | 1 | 0 | 1 | 2 | 3 | 3 | 1 | 1 | 6 | 1 | 0 | 21 |
| 件数 | 2 | 3 | 0 | 3 | 3 | 9 | 5 | 1 | 1 | 11 | 1 | 0 | 39 |

2 内容別内訳

(単位：件)

| 関係部署 | 内訳 | | | | | | 合計 |
|--------|----|----|----|-----|-----|----|----|
| | 苦情 | 要望 | 意見 | 問合せ | その他 | | |
| 企画財政部 | 0 | 3 | 0 | 0 | 0 | 3 | |
| 総務部 | 8 | 3 | 0 | 0 | 0 | 11 | |
| 市民部 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 8 | |
| 協働推進部 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 4 | |
| 健康福祉部 | 3 | 4 | 0 | 0 | 0 | 7 | |
| 子ども家庭部 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | |
| 都市整備部 | 0 | 2 | 1 | 0 | 0 | 3 | |
| 教育部 | 0 | 1 | 1 | 0 | 0 | 2 | |
| その他 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 合計 | 22 | 15 | 2 | 0 | 0 | 39 | |

3 電話・窓口等で寄せられた意見・苦情等

令和2年度に電話・窓口等で寄せられた主な意見等は、次のとおりです。

<企画財政部>

- ・1階女性トイレへの荷物置場及び聴覚障害者ヘルプカードの設置要望

<総務部>

- ・大南3丁目の火災及び新青梅街道沿いのガソリンスタンドについて

<市民部>

- ・職員の対応について
- ・マイナンバーカードの代理受取について

<協働推進部>

- ・保護猫に対する環境課職員への対応について

<健康福祉部>

- ・市民なやみごと相談について
- ・献血啓発の広報について
- ・緊急事態宣言における対応について
- ・自宅療養者への医療機器貸出しについて

<子ども家庭部>

- ・養育家庭制度のユーチューブ配信について

<都市整備部>

- ・空堀川の草刈りについて

4 回答・処理状況

(単位：件)

| 内訳 区分 | 文書回答 | 口頭回答 | 直接指導 他へ依頼 | 参考 | その他 | 合計 |
|----------|------|------|--------------|----|-----|----|
| 都市基盤 | 2 | 0 | 0 | 1 | 0 | 3 |
| 生活環境 | 3 | 0 | 0 | 1 | 0 | 4 |
| 健康福祉 | 1 | 0 | 0 | 7 | 0 | 8 |
| 産業経済 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 学校教育 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 生涯学習 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 2 |
| その他 | 9 | 2 | 0 | 11 | 0 | 22 |
| 合計 | 15 | 2 | 0 | 22 | 0 | 39 |

V ホームページから各課への問合せ

平成22年度から実施しています。令和2年度の受付件数は、1,186件でした。その内、回答が必要なものは、890件、回答が不要なものは、296件でした。回答等の対応については、各課（係）から直接行っています。

1 月別受付件数

(単位：件)

| 月 方法 | R2 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 9 | 10 | 11 | 12 | R3 1 | 2 | 3 | 合計 |
|------------|---------|-----|-----|-----|----|----|----|----|----|---------|----|-----|-------|
| 回 答 必 要 | 70 | 113 | 88 | 80 | 70 | 68 | 65 | 56 | 64 | 64 | 65 | 87 | 890 |
| 回 答 不 要 | 69 | 20 | 28 | 25 | 20 | 7 | 13 | 19 | 18 | 33 | 22 | 22 | 296 |
| 受 付 総 数 | 139 | 133 | 116 | 105 | 90 | 75 | 78 | 75 | 82 | 97 | 87 | 109 | 1,186 |

VI 市民と市長のタウンミーティング

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止としました。

VII 専門相談

市民からの相談には、行政以外の日常生活に関する相談が多くあります。この御要望に応えるため専門の相談員による相談を開催しています。

なお、各相談の開催される日時等については、「2 各種専門相談内容一覧」を参照してください。

1 専門相談

(1) 法律相談

日常生活で起こる法律問題について、弁護士が相談に応じています。

相談日は、毎月の第1、3、4水曜日です。

(2) 行政相談

総務省から委嘱された行政相談委員が、国の仕事などについて「説明に納得できない」、「処理が間違っている」などの苦情や要望を、月1回受け付けます。

[行政相談委員]

阿部 和功

中村 政義

・特設行政相談

行政相談週間に行政相談制度について周知し、広くこの制度を利用していただくために設けているものです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止としました。

(3) 人権相談

法務大臣から委嘱された人権擁護委員が、身近な人権問題についての相談に応じています。

[人権擁護委員]

蓮沼 大通

原田 美智子（令和2年9月30日まで）

小峯 喜美恵

清野 智美

及川 勉

山田 行雄（令和2年10月1日から）

・特設人権相談

人権相談制度について広く周知し、この制度を利用していただくために設けているものです。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で中止としました。

(4) 税務相談

相続税、贈与税、不動産に係る税等税務全般について、東京税理士会立川支部の税理士が相談に応じています。

(5) 登記・相続・成年後見相談

土地・家屋の売買、相続、抵当権等登記問題及び成年後見制度について、東京司法書士会立川支部の司法書士が相談に応じています。

(6) 表示登記相談

土地・建物の表示登記について、東京土地家屋調査士会立川支部の土地家屋調査士が相談に応じています。

(7) 建築相談

住宅の新築・増改築等の指導、助言等建物関係全般について、東京都建築士事務所協会立川支部の建築士が相談に応じています。

(8) 相続遺言・成年後見・許認可等相談

官公署に提出する書類の作成、手続について、東京都行政書士会立川支部の行政書士が相談に応じています。

(9) 不動産取引相談

不動産全般について、東京都宅地建物取引業協会立川支部の宅地建物取引士が相談に応じています。

(10) 交通事故相談

交通事故全般について、弁護士が相談に応じています。

2 各種専門相談内容一覧

| 相談名 | 日時 | 相談員 | 内容 |
|------|--|------------|---|
| 法律相談 | 毎月第1・3・4水曜日 午後1時30分～4時30分 (予約受付は相談日の1週間前の午前8時30分から当日午後3時までに電話予約、先着12名) | 弁護士 | 結婚、離婚、扶養、戸籍、相続、遺言、損害賠償、訴訟その他法律全般についての相談 |
| 行政相談 | 毎月第1水曜日 午後1時30分～4時30分 (受付は午後1時から3時) | 行政相談員 委 | 国・公社・公団などの業務に対する苦情や要望についての相談 |
| 人権相談 | 毎月第1・3水曜日 午後1時30分～4時30分 (受付は午後1時から3時) | 人権擁護員 委 | 人権侵害、家族関係、近隣関係、家庭内不和、離婚、扶養等身近な人権問題についての相談 |

| | | | |
|------------------------------------|---|------------------|---|
| 税 務 相 談 | 毎月第3水曜日 午後1時30分～4時30分 (5日前までに電話予約) | 税 理 士 | 相続税、贈与税、所得税、不動産に係る税など税についての相談 |
| 登 記 ・ 相 続 ・ 成 年 後 見 相 談 | 毎月第3水曜日 午後1時30分～4時30分 (5日前までに電話予約) | 司 法 書 士 | 土地・建物の売買、相続等所有権移転登記、抵当権登記、法人登記等及び成年後見についての相談 |
| 表 示 登 記 相 談 | 毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分 (5日前までに電話予約) | 土 地 家 屋 調 査 士 | 土地・建物の表示登記に関する相談 |
| 建 築 相 談 | 毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分 (5日前までに電話予約) | 建 築 士 | 住宅の新設・増設等の指導・助言、アスベスト、耐震関係等建物関係全般についての相談 |
| 相 続 遺 言 ・ 成 年 後 見 ・ 許 認 可 等 相 談 | 毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分 (5日前までに電話予約) | 行 政 書 士 | 法律書類（任意後見契約含む）の代理作成、遺言書起案や相続手続、営業に必要な許可申請・手続などの相談 |
| 不 動 産 取 引 相 談 | 毎月第2水曜日 午後1時30分～4時30分 (5日前までに電話予約) | 宅 地 建 物 取 引 士 | 不動産契約、物件、借地・借家に関する事等不動産全般についての相談 |
| 交 通 事 故 相 談 | 毎月第2水曜日 午後1時30分～4時 (受付は午後3時までに電話予約) | 弁 護 士 | 被害者、加害者を問わず、人身・車両事故の賠償、示談、保険の手続等交通事故全般についての相談 |

3 各種専門相談業務実績

(1) 過去5年間の相談種類別件数の推移

(単位：件)

| 相談名 | 平成 28 | 29 | 30 | 令和 元 | 2 |
|------------------|----------|-----|-----|---------|-----|
| 法律相談 | 247 | 272 | 269 | 243 | 154 |
| 税務相談 | 26 | 30 | 38 | 35 | 29 |
| 登記・相続・成年後見人相談 | 19 | 14 | 30 | 49 | 37 |
| 建築相談 | 4 | 4 | 6 | 5 | 0 |
| 表示登記相談 | 5 | 3 | 8 | 6 | 0 |
| 交通事故相談 | 18 | 20 | 14 | 11 | 5 |
| 相続遺言・成年後見・許認可等相談 | 20 | 33 | 40 | 31 | 16 |
| 人権相談 | 11 | 10 | 13 | 7 | 0 |
| 行政相談 | 2 | 2 | 1 | 0 | 0 |
| 不動産取引相談 | 9 | 15 | 19 | 13 | 12 |
| 特設行政相談 | 26 | 4 | 17 | 4 | — |
| 合計 | 387 | 407 | 455 | 404 | 253 |

(2) 過去5年間の法律相談内容別件数

(単位：件)

| 内容 | 平成 28 | 29 | 30 | 令和 元 | 2 |
|-----|----------|-----|-----|---------|-----|
| 相続 | 80 | 68 | 66 | 48 | 35 |
| 土地 | 18 | 22 | 20 | 19 | 14 |
| 家屋 | 12 | 13 | 12 | 15 | 9 |
| 離婚 | 39 | 38 | 44 | 34 | 25 |
| 金銭 | 52 | 62 | 68 | 62 | 31 |
| 結婚 | 7 | 4 | 1 | 3 | 2 |
| 親権 | 3 | 10 | 9 | 8 | 8 |
| 戸籍 | 2 | 4 | 3 | 2 | 3 |
| 扶養 | 6 | 16 | 7 | 18 | 4 |
| 登記 | 0 | 5 | 5 | 4 | 3 |
| 人権 | 11 | 12 | 12 | 17 | 9 |
| その他 | 17 | 18 | 22 | 13 | 11 |
| 合計 | 247 | 272 | 269 | 243 | 154 |

広聴のまとめ（令和2年度）

令和4年3月発行

発行 東京都武蔵村山市

編集 企画財政部秘書広報課

武蔵村山市本町一丁目1番地の1

電話 042-565-1111（代表）

内線 314

FAX 042-563-0793

ホームページ

<https://www.city.musashimurayama.lg.jp/>